

## 平成 24 年度地域ケア多職種協働推進等事業実施要綱

### 1 目的

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、市町村等に設置されている地域包括支援センター等（以下「センター等」という。）の機能強化を推進する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、下記「3 事業内容」の（1）①については都道府県、指定都市、（1）②及び（2）については市町村（特別区並びに地方自治法第 284 条第 1 項の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とする。ただし、各実施主体は事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できる関係団体等に委託することができる。

### 3 事業内容

#### （1）地域包括支援センター等機能強化事業

##### ①地域ケア会議等活動支援事業

##### ア 広域支援員派遣事業

センター等で実施する「地域ケア会議」等の運営支援を担う「広域支援員」の委嘱、派遣を行う。具体的な支援の内容としては、

- ・ 会議の趣旨・目的の普及（「地域ケア会議」に関する勉強会の実施や実際の地域ケア会議への参加等による助言）
- ・ センター等の現状把握及び今後の方向性を定めるため、センターの業務評価方法に関する助言
- ・ 市町村区域を超えた広域的な連絡会議の開催
- ・ その他センターの活動支援に関する事業

を実施する。

本事業における「地域ケア会議」とは、「地域包括支援センターの設置運営について（平成 18 年厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長通知）に定める地域ケア会議であり、具体的には、個別ケースの支援内容の検討を通じ、

- i) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

ii) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援

iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握等を目的として設置される会議体のことをいう。

なお、広域支援員の要件は、地域包括ケア（特に地域ケア会議やセンター等の評価）に知見を有する者とするが、例えば厚生労働省で実施している「地域包括ケア推進指導者養成研修（中央研修）」の修了者等が想定される。

#### イ 専門職派遣事業

市町村単独では確保が困難な専門職を派遣し、包括的・継続的ケアマネジメント支援の観点から、地域ケア会議や事例検討会等における助言等を行う者を派遣する。確保する専門職としては、

- ・理学療法士、作業療法士等（リハビリテーション的視点からの助言）
- ・認知症介護指導者研修修了者等（認知症ケアの視点からの助言）
- ・管理栄養士等（栄養マネジメントの視点からの助言）
- ・保健所の保健師等（精神疾患への支援や地域づくりの視点からの助言）
- ・弁護士等（権利擁護に資する支援の視点からの助言）

などが想定されるが、地域の実情に応じ、多角的な専門職・専門家を派遣するものとする。

#### ウ その他広域的に支援する事業

単独の市町村等では解決できない課題等、広域的な観点から支援を行う事業を実施する。

### ②ワンストップ相談支援事業

高齢者、障害者、児童等、対象者を問わない包括的なワンストップ相談支援を実施するため、

- ・相談窓口の設置に係る初度設備の整備
- ・分野を問わない基礎的な知識獲得のためのセンター職員への研修
- ・多職種協働を行うための会議の開催
- ・地域へ出向いての出張ワンストップ相談の実施
- ・その他ワンストップ相談支援を実施するために必要な事業

を行う。

## （２）家族介護者総合支援事業

センター等において家族介護者への相談支援を強化するとともに、既存の社会資源を活用した家族介護者のレスパイト事業等下記に掲げる事業を総合的に実施し、事業の効果等を検証する。

① 企画・評価委員会の設置

有識者、介護サービス事業者、当事者、行政等からなる委員会を設置し、事業の企画、評価等を実施する。

② 相談支援の実施

地域における家族介護者のニーズを把握し、事業展開のための実態把握を行うとともに、潜在的ニーズに対応するため、例えば精神保健福祉士等の同行訪問によるアウトリーチの実施といった相談支援を行う。

③ 家族介護者への個別支援計画の策定

具体的な支援内容を盛り込んだ個別支援計画を、要介護者の居宅サービス計画等と連動させた上で作成する。

④ 介護技術支援

家族介護の実践の参考とするため、訪問介護員等の派遣による介護技術の伝授等を行う。

⑤ 就労継続支援

家族介護者の継続的な就労を支援するため、介護休暇制度の普及、ハローワークとの連携等を行う。

⑥ デイサービスを利用した宿泊等の緊急一時預かりの試行

緊急・短期間の宿泊等のニーズに対応するために、デイサービスを活用して宿泊等のサービスを提供する。事業の詳細については、別添2「「デイサービスを利用した宿泊等の緊急一時預かりの試行」事務取扱要領」を参照すること。

⑦ その他家族介護者支援に資する事業

地域の実情に応じて、家族介護者の支援に資する事業を行う。

なお、事業の検証結果について、厚生労働省に報告を行う。

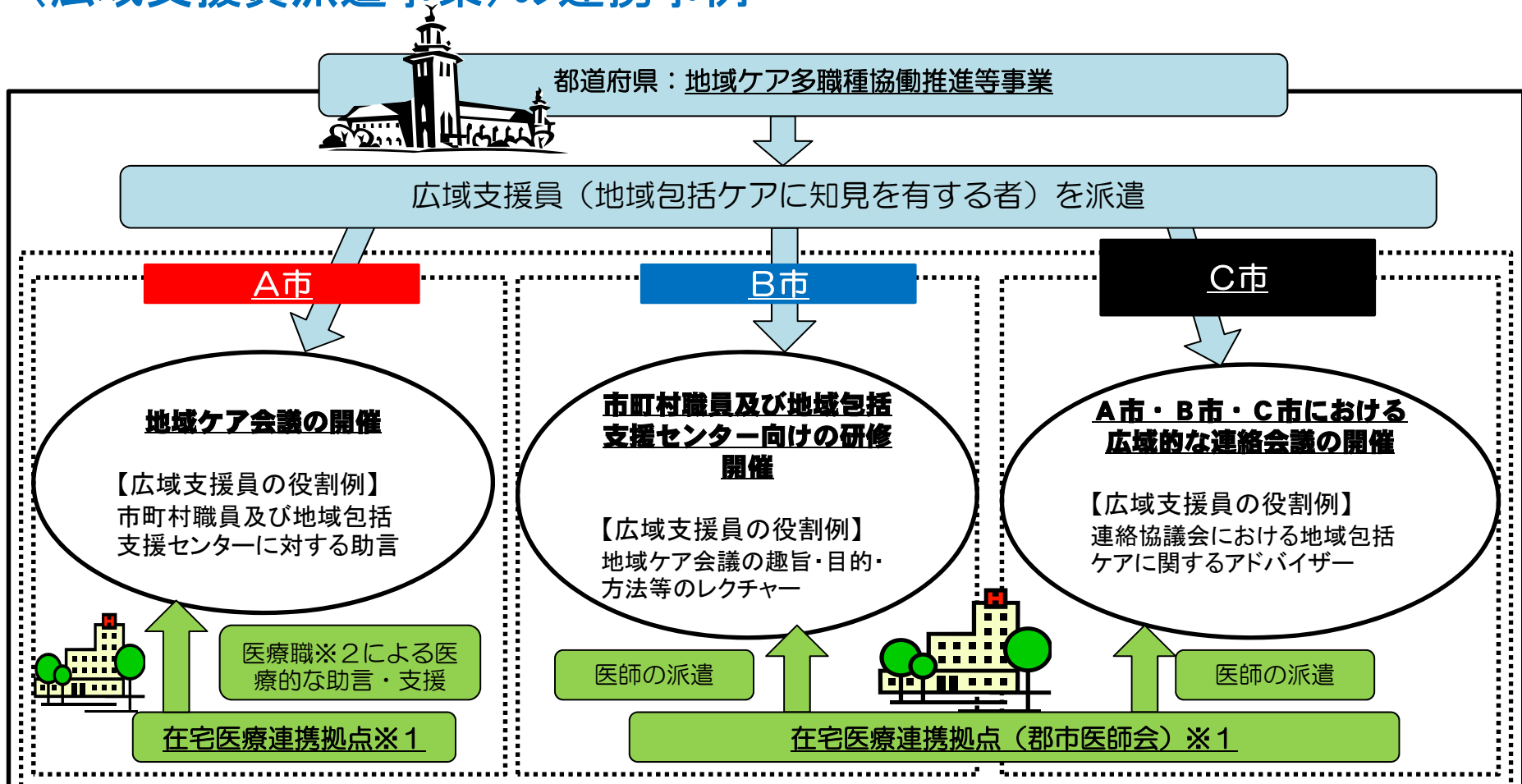
#### 4 事業実施上の留意点

本事業は、実施主体である都道府県等が、地域の実情（需要）に応じて事業を実施するものであることから、「3 事業内容」に掲げる各事業について、事業の対象地域の選定も含め、各実施主体の創意工夫により効果的・効率的に実施していくものとする。

また、（１）①、②及び（２）の各事業ごとに実施することが出来るが、（１）①の事業についてはアまたはイの事業のどちらかは必ず実施するものとし、（２）の事業については、基本的な事業として実施する①及び②の事業は必須とするものの、③～⑦の事業についてはいずれかを選択的に実施することも可能とする。

# 在宅医療連携拠点事業及び地域ケア多職種協働推進等事業 (広域支援員派遣事業)の連携事例

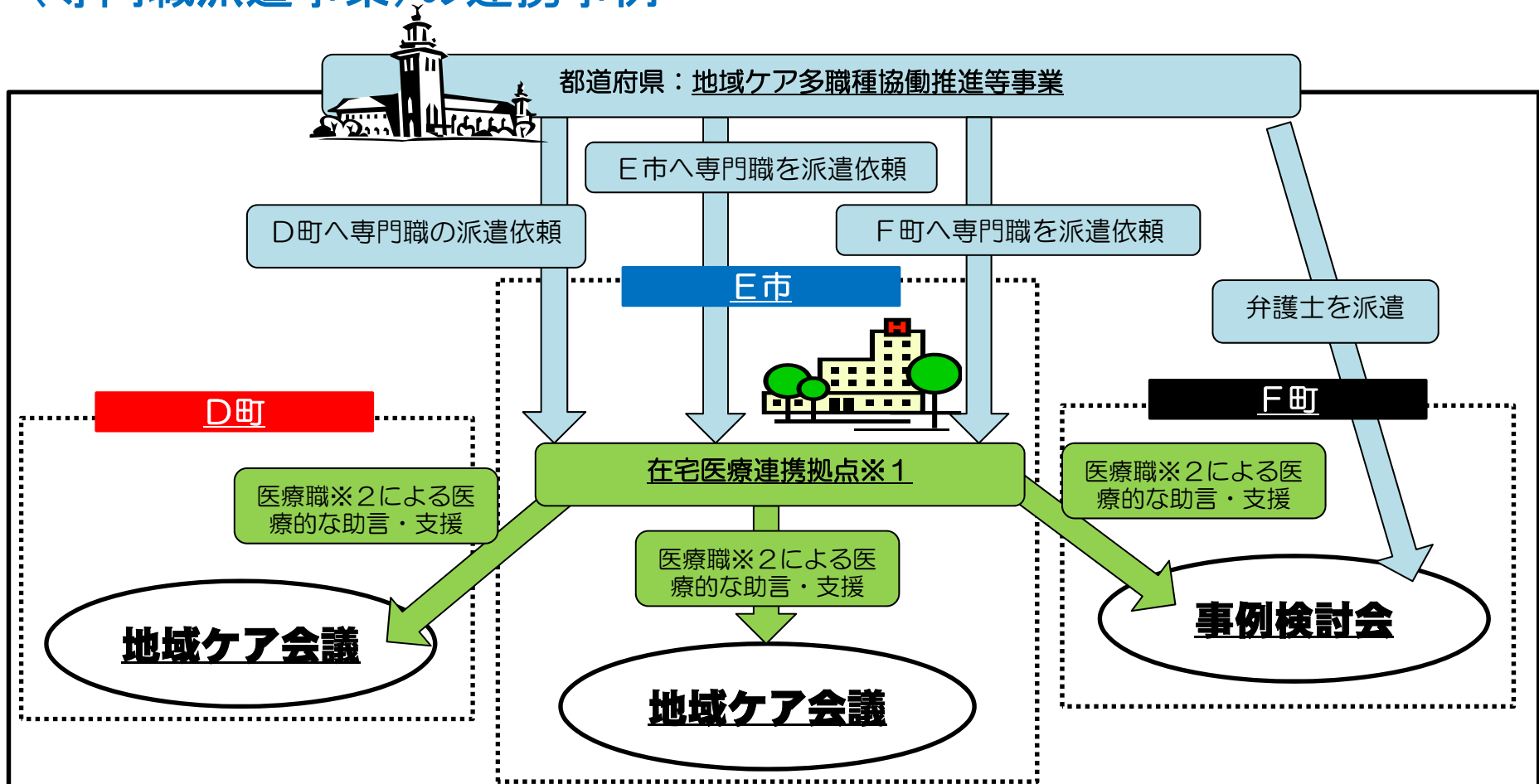
別添2



※1在宅医療連携拠点は、標準的な規模の市町村の人口(7~10万人程度)につき1ヵ所程度を目途に設けられることを想定しているが、その対象地域の設定は地域の実情に応じて柔軟に行うこととする。  
 ※2医療職は、在宅医療連携拠点事業における「在宅医療連携拠点事業補助金(一般枠・復興枠)」実施手順書(平成24年2月24日厚生労働省医政局指導課事務連絡参照)4の3)の(2)ア①及び②を行う「連携拠点の介護支援専門員の資格を持つ看護師等と医療ソーシャルワーカー」を指す。

●地域における医療(在宅医療連携拠点)と介護の連携体制構築のための一例  
 (A市)広域支援員と医療職を招集した地域ケア会議(都道府県より広域支援員を、管内在宅医療連携拠点より医療職を派遣し、地域ケア会議対象者の在宅生活支援を図る。)  
 (B市)地域ケア会議等に関する研修会(都道府県より広域支援員を、管内在宅医療連携拠点より医師を派遣し、地域ケア会議に関する基礎知識の構築を図る。)  
 (C市)地域ケア会議等に関する広域的な連絡協議会(都道府県より広域支援員を、管内在宅医療連携拠点より医師を派遣し、意見交換を図る。)

# 在宅医療連携拠点事業及び地域ケア多職種協働推進等事業 (専門職派遣事業)の連携事例



※1在宅医療連携拠点は、標準的な規模の市町村の人口(7~10万人程度)につき1ヵ所程度を目途に設けられることを想定しているが、その対象地域の設定は地域の实情に応じて柔軟に行うこととする。

※2医療職は、在宅医療連携拠点事業における「在宅医療連携拠点事業補助金(一般枠・復興枠)」実施手順書(平成24年2月24日厚生労働省医政局指導課事務連絡参照)4の3)の(2)ア①及び②を行う「連携拠点の介護支援専門員の資格を持つ看護師等と医療ソーシャルワーカー」を指す。

## ●地域における医療(在宅医療連携拠点)と介護の連携体制構築のための一例

(D町)近隣市に在宅医療連携拠点がある市町村の地域ケア会議(都道府県から在宅医療連携拠点に対し、D町への医療職派遣を要請し、専門的意見の助言を募る。)

(E市)専門職を招集した地域ケア会議(管内在宅医療連携拠点より医療職を派遣し、困難事例の改善を図る。)

(F町)専門職を招集した事例検討会(都道府県より弁護士を派遣するとともに、都道府県から在宅医療連携拠点に対し、F町への医療職派遣を要請し、問題解決への糸口を探る。)